

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【公開番号】特開2009-190387(P2009-190387A)
 【公開日】平成21年8月27日(2009.8.27)
 【年通号数】公開・登録公報2009-034
 【出願番号】特願2008-100486(P2008-100486)
 【国際特許分類】

B 3 2 B 15/08 (2006.01)

B 3 2 B 15/088 (2006.01)

H 0 5 K 1/03 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 15/08 1 0 5 A

B 3 2 B 15/08 R

H 0 5 K 1/03 6 3 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月15日(2011.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

繊維基材に樹脂組成物を含浸した複合樹脂層を二層以上積層してなる基板と、該基板に接して設けられた金属箔とを備える金属箔張り積層板において、

対向する少なくとも二層の前記複合樹脂層が樹脂組成物からなる接着層により互いに接着され、前記複合樹脂層及び前記接着層中の樹脂組成物が硬化されている金属箔張り積層板。

【請求項2】

繊維基材に樹脂組成物を含浸した複合樹脂層を二層以上積層してなる基板と、該基板の両面に接して設けられた金属箔とを備える金属箔張り積層板において、

対向する少なくとも二層の前記複合樹脂層が樹脂組成物からなる接着層により互いに接着され、前記複合樹脂層及び前記接着層中の樹脂組成物が硬化されており、かつ

当該接着層により互いに接着された二層の前記複合樹脂層がそれぞれ有する前記繊維基材同士の間隔6の合計と、

一方の金属箔と当該金属箔に最も近い繊維基材との間隔5と、

他方の金属箔と当該金属箔に最も近い繊維基材との間隔7と、が

(間隔6の合計) (間隔5) + (間隔7)

で表される関係を満たす金属箔張り積層板。

【請求項3】

前記繊維基材が、厚み50 μm以下のガラスクロスである、請求項1又は2に記載の金属箔張り積層板。

【請求項4】

前記樹脂組成物が熱硬化性樹脂を含有する、請求項1～3のいずれか一項に記載の金属箔張り積層板。

【請求項5】

前記熱硬化性樹脂が、グリシジル基を含有する、請求項4に記載の金属箔張り積層板。

【請求項 6】

前記熱硬化性樹脂が、アミド基を含有する、請求項 4 又は 5 に記載の金属箔張り積層板。

【請求項 7】

前記熱硬化性樹脂が、シロキサン結合を有するポリアミドイミド樹脂を含む、請求項 4 ~ 6 のいずれか一項に記載の金属箔張り積層板。

【請求項 8】

前記熱硬化性樹脂が、アクリル樹脂を含む、請求項 4 に記載の金属箔張り積層板。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の金属箔張り積層板を備えるプリント配線板。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明は、繊維基材に樹脂組成物を含浸した複合樹脂層を二層以上積層してなる基板と、該基板に接して設けられた金属箔とを備える金属箔張り積層板において、対向する少なくとも二層の複合樹脂層が樹脂組成物からなる接着層により互いに接着され、複合樹脂層及び接着層中の樹脂組成物が硬化されている金属箔張り積層板を提供する。本発明において、繊維基材とこれに樹脂組成物を含浸したプリプレグが硬化した層を複合樹脂層と呼ぶ。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明は、繊維基材に樹脂組成物を含浸した複合樹脂層を二層以上積層してなる基板と、該基板の両面に接して設けられた金属箔とを備える金属箔張り積層板において、対向する少なくとも二層の複合樹脂層が樹脂組成物からなる接着層により互いに接着され、複合樹脂層及び接着層中の樹脂組成物が硬化されており、かつ、当該接着層により互いに接着された二層の前記複合樹脂層がそれぞれ有する繊維基材同士の面間隔 6 の合計と、一方の金属箔と当該金属箔に最も近い繊維基材との面間隔 5 と、他方の金属箔と当該金属箔に最も近い繊維基材との面間隔 7 と、が

(面間隔 6 の合計) (面間隔 5) + (面間隔 7)
で表される関係を満たす金属箔張り積層板を提供する。